

面会拒否で親権変更

「父と交流実現のため」

福岡家裁決定

離婚などが理由で別居する親と子供が定期的に会う「面会交流」を巡り、離婚して長男(7)と別居した40代の父親が、親権者の母親が拒むため長男と会えないとして、親権者の変更を申し立てた家事審判で、福岡家裁が父親の訴えを認め、親権者を父親に変更する決定を出していることが分かった。虐待や家庭内暴力が理由で親権者の変更が認められるケースはあるが、面会交流を理由にした変更は極めて異例。

(27面に関連記事)

決定は昨年12月4日付。家裁は「父親と長男の関係は良好だった。円滑な面会交流実現のためには親権者変更以外に手段がない」と判断した。

審判などによると、夫婦は関東地方に住んでいた。父親が2010年3月、東京家裁に離婚調停を申し立て、双方が長男の親権を求

めた。別居し、調停中は1週間交代で長男と同居して世話(監護)することで合意したが、11年1月以降は母親が長男と住み、父親は月3回、長男と面会できるよう協議で変更した。ところが、長男が次第に面会交流を拒むようになった。

母親は11年4月、長男と福岡県内に転居。11年7月、

月1回の面会交流を条件に母親が親権者となり調停離婚が成立した。しかし、面会できなかったため父親が12年9月、親権者変更を福岡家裁に申し立て

た。家裁は家裁内で父親と長男の「試行的面会交流」を実施したが、2回目を長男が拒んだ。母親が1回目の直後「(マジックミラーで)ママ見てたよ」と長男に話したことから、家裁は「長男が強い罪悪感を抱き、母親に忠誠心を示すために2回目に拒否感を強めた」と判断した。

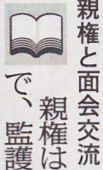
家裁は審判で家裁の調査

などを踏まえ「父子関係は良好だが母親の言動で面会交流が困難」として親権者を父親に変更した。監護者は母親とし、父親と長男の面会交流を月1回と定

め「双方の親と愛着を形成することが子の健全な発達にとって重要」と指摘した。離婚後の親子問題に詳しい早稲田大の棚村政行教授

(家族法)は「面会交流が親ではなく子供にとって重要な権利と示した画期的な決定。全国初の判断だろう。子供が本当に面会交流を拒否しているかの見極めが大

切で、今回は家裁が丁寧に父子関係を調べた。家事審判による親権者変更で面会交流が実現できることを示しており、評価できる」と話している。【鈴木一生】



親権と面会交流

親権は未成年の子供を養育する親の権利義務に範囲が及ぶ。民法は離婚した場合はどちらか一方が親権者になると定めるが、事情によって親権者と別に監護者を決め、親権者が財産管理、監護者が子供を養育する場合もある。面会交流は離婚などで子供と別居する親が、同居する親との間でルールを決め定期的に子供と会うこと。話し合いで決めるが、家庭裁判所に調停や審判を申し立てて決めることもできる。